

滋賀県環境審議会 琵琶湖総合保全部会（第4回） 議事録

- 開催日時 平成28年11月18日（金） 13:30～15:30
- 開催場所 大津合同庁舎 7D 会議室
- 出席委員 饗場委員、池田委員（寺山代理人）、石上委員、木村委員、徳田委員（内海代理人）、鳥塚委員、中西委員、中村委員、西野委員、平山（貴）委員、平山（奈）委員
（全委員 17 名：出席 11 名、欠席 6 名）

○議 題

「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（答申案）について

○報告事項

- （1）「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の策定経緯と今後の予定について
- （2）滋賀県政世論調査の結果について

【配布資料】

委員名簿・配席表

資料1 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の重点事項

資料2 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（答申案）の概要

資料3 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（答申案）

資料4 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（答申案）＜見え消し版＞

資料5 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（修正素案）に対する主なご意見と対応案

資料6 琵琶湖保全再生施策に関する計画「琵琶湖の保全および再生のための事業一覧（参考資料）」（イメージ）

資料7 琵琶湖保全再生施策に関する計画 関連する参考指標の状況（イメージ）

資料8 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の策定経緯と今後の予定

資料9 第49回滋賀県政世論調査

議事録

「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（答申案）について

＜事務局から資料1～7について説明を行った＞

（部会長）

1点私から確認させていただきたいのですが、この計画が、主語が滋賀県と市町になったことで、国の関与というのが計画で少し曖昧になっているのではないかとこのところが気になったんですが、その点についてはいかがでしょうか。

（事務局）

ありがとうございます。

国の事業の関係ということでご意見をいただきまして、国からお聞きしておりますのは、例えば、国の直轄事業などは国が策定された基本方針に基づいて実施する方向で考えているということござい

まして、あとはこの計画の中で多様な主体との協働というところで、この協働についてはNPOや関係団体の方々だけではなく、国や関係地方公共団体も含めた形で計画に記載しておりますので、この計画の中では連携という形で、もちろん国ともこれから継続をしてやっていきたいと思っておりますし、あとは国の基本方針の中でも、多様な主体の協働の中で関係地方公共団体と連携をすとか、そのようなこともございますので、そういった形で関係があるという整理をさせていただいております。

(部会長)

ありがとうございます。他にありますか。

(委員)

資料3の7ページの「5(1)①」について、①の1つ目と2つ目の・の中身の趣旨の違いを教えてください。

もう一つ、「5(1)②」の最後の文言で、側面的な支援というのを具体的にどういうふうに考えておられるのかということをお伺いしたいです。

(事務局)

まず1点目のご質問について、①の一つ目は、法律にも規定されていますが、住民や事業者、NPOの方々など、多様な主体との協働ということで施策に参画いただける機会を県や市町が提供するという事です。二つ目は、これまでなかなかできていなかったのですが、重点事項にも記載させていただいていますが、これまでの協働に加えて、企業や大学も加わった新たな仕組みの構築に向けて検討していきたいということ、それから琵琶湖の下流域の方々との協働をこの計画を契機に進めたいということで記載しております。

2点目の側面的な支援でございますが、支援については色々な方法がありますが、例えば、NPOの方々を実施いただいている取組に対する助成や補助をはじめ様々な支援が想定されるということで、側面的な支援としています。

(委員)

2点目については、資料6の事業を見ていると、イメージをされていることがあるのかと思いましたのでできる限り具体的に書かれたほうが良いと思いました。

1点目ですが、やはりこの文章を見ている限りでは少しわかりにくいと思います。1点目は参加の機会を提供するという事、2点目は主体を広げるということ、3点目は協働の仕組みづくりということだと思うので、この3点の趣旨の違いがわかるように文章を工夫されたほうが良いかと思いました。

もう一つ、3つ目の・の協働の仕組みをつくるというところに関連して、協働が進むためには、コーディネーター的な存在が必要な場面がよくありまして、県内ではもう既に色々活動されていますが、活動しにくいところもあります。そういうコーディネーターや調整役を育てるとか、それらの人をその仕組みの中に入れて考えて、協働を推進していかれてはどうかという、これはご提案です。

(事務局)

ありがとうございます。

ご提案について検討させていただき反映できればと思いますが、なかなか細かなところまで書くのは

難しい計画になっておりますので、その辺また少し工夫をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(部会長)

その他、ご質問はありますか。

(委員)

資料6ですか、事業の一覧を作っていただきました。これ大変わかりやすい資料で、恐らく、県の中だけだと思うのですが、琵琶湖の保全のためにどういった事業を行っているのかということが大変よくわかるのでとてもいいと思います。

ざっと見せていただきましたが、主に琵琶湖環境部と農政水産部が多くて、土木の関係があまり載っていないような気がします。これは土木さんが琵琶湖の保全・再生のための事業を行っておられないということでしょうか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。

今のご質問でございますが、土木交通部は、この資料の左から2列目でいきますと、課の名前が流域政策局となっているのが土木交通部でございます。例えば、1ページでいきますと、下のほう25番、26番、流入河川・底質改善対策で、特に河川なのですが水質保全対策等を行っておりますし、他にも3ページの67番、68番で、砂浜や湖岸の保全・再生というような取り組みもしております。この資料につきましては、庁内に照会をして一定取りまとめたものでございます。

(委員)

ありがとうございます。

課の名称で記載いただくとそのあたりがわかりにくいので、できれば部も書いていただくとありがたいです。

また、基本的に直接琵琶湖の保全・再生を目的とした事業ということで資料を作っていると思いますが、例えば、その他の事業についても、主たる目的ではなくても、琵琶湖の保全・再生に資する事業もあると思いますので、そういう事業も幅広く拾う方がいい気がいたします。

それと、もう1点、資料4の5ページの真ん中あたり、生物多様性の保全・保護の推進のところ、確か前回は申し上げた気がしますが、希少種だけを対象にしては生物多様性の保全としては足りないというお話をさせてもらったと思うのですが、今回あまり変わってないようです。例えば、「滋賀県の大切にすべき生き物」ということで5年ごとに調査をやっていますが、希少種の追跡だけを行っているわけではないと思います。滋賀県全体で色々な動植物の種がありますが、増減を考慮して、減っているものについては希少種とかランクを決めておられますので、生物の多様性ということであれば、その数が少ない希少種とか、絶滅危惧種以外の部分のことについても少し触れていただいた方がいいと思います。

(事務局)

ご意見をいただきましたので、検討させていただきます。ありがとうございます。

(部会長)

最終的なアウトプットとしては資料3になりますので、この資料3を中心に、もしくは資料4で文言や基本的な考え方等でここが抜けているとか、そういうところがありましたらご指摘などお願いします。

(委員)

資料4の3ページの(2)③の森林生態系の保全に向けた対策の推進というところで、前回から文言を修正いただいたのですが、この文章だとニホンジカが急激に増加しているという現状が少し見えにくいと思います。前の、急激な増加により、というのはそのまま残して、深刻な影響が顕在化しているとか、文章を分けて、このために捕獲などを進めるといったように修正したらわかりやすいかなと思いました。

あともう1点、7ページにある「琵琶湖の保全および再生や突発的な事象への対応に向けて」のところで、突発的な事象とはどんなことなのか少し例示したほうがイメージしやすくなると思います。

(事務局)

検討いたします。ありがとうございます。

(委員)

資料3の5ページの一番下の琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興というところで、この前段の文章の「活かし」まではいいのですが、6ページの一番上の「水環境ビジネスをはじめとする琵琶湖の保全および再生に資する環境関連産業を振興する」について、資するというところで、琵琶湖のためになるような産業を振興するというようなイメージにしか受け取れないのですが、先日も環境ビジネスメッセがありました。出展企業も20年前は最大400社ぐらいまであったのが300社程度に減少したとのことでした。ということは、新たなイノベーションが起こってきていないということになり、私自身も悩んでいる部分ではあります。

産学官民の技術・ノウハウを活かしてということで、琵琶湖の保全と再生に資するということは、琵琶湖に恩を返すようなイメージになってしまいます。それをもっと世界に向けて、先日も世界湖沼会議がありましたが、そういうところでも世界の湖を琵琶湖の技術でもっと改善できるというようなイメージを持って、企業がもっとそのノウハウを使って、滋賀のノウハウを使って、色々なイノベーションを起こすような雰囲気という言葉に私はしていただけたらありがたいなという気がしています。

(事務局)

ありがとうございます。

「琵琶湖の保全および再生に資する環境関連産業」という表現は国の基本方針に記載されておりまして、なかなか困難かと思いますが、新たにそういった幅のある、もう少し前向きな表現にできるかどうか少し検討させていただきたいと思います。

(部会長)

その他、ご意見はございますか。

(委員)

資料3の6ページ、水産資源の適切な保存および管理ということでアからオにかけて様々な施策が記載されているが、魚介類を支えるプランクトンの安定的な環境づくりをするということがまずあるはずですので、こういったことをぜひ入れてほしいと思います。

(事務局)

計画には現在実施している、または今後実施することが計画されている施策を盛り込むということが基本としてありますのでこのような記載となっています。

委員ご指摘の琵琶湖の様々な魚介類を育む力などにつきましては、現在、琵琶湖環境研究推進機構において研究しているところをございまして、この計画の調査研究の中に今おっしゃっていただいている趣旨は入っていると考えています。

(委員)

琵琶湖環境推進機構も今年で3年目迎えますが、初めのうちはかなり精力的に、1か月、2か月のスパンでやられていたが、1年半ほど前から半年に1回くらいしかやっておられません。まだ結論も導き出せてないという状況の中で、水産資源はどんどん減っていってしまいます。先日も別の会合で、湖底の酸素状態というテーマで、魚を支えるもたがなくなってきたという意見が出ました。プランクトン不足です。植物プランクトンから始まって、動物プランクトンになっていくその道中が不安定過ぎるという話があります。この辺は、調査研究もいいですが、具体的に原因究明をして安定的な生産ができる琵琶湖を目指す、それが琵琶湖総合保全部会だと思います。

(事務局)

調査研究をしておりますが、委員の言われたことについては、まだわからないことが多いというのが正直なところでございます。今までやってきた調査研究をさらに、どこに問題があるかというところまで高めるために、今委員がおっしゃったエサの視点も一つの大きな視点になってこようかと思えます。

これまでは、琵琶湖の水質、きれいさを一つの指標としてやってきましたが、水の中で、例えば、CODとか、窒素、リンという視点だけではなく、エサ、もしくはエサのもとという視点で琵琶湖の中がどう巡っているのか、水からエサになるプランクトン、プランクトンから魚、ここのつながり部分を見ないところが悪いのかわからないという角度の中で、新たな水質管理の手法を検討していきたいと考えています。計画では、「3(1)④その他対策」の最後のポツのところで記載していますが、良質な水質と多様で豊かな生態系が両立する琵琶湖の環境の実現に向けて、このつながり、水質だけでなく、生物とのつながりというものに着目した管理手法を検討していきたいと考えています。

(委員)

前回は少し申し上げましたが、下水道整備により随分と水はきれいになり透明度も上がりました。しかし、これは瀬戸内海もそうですし有明海もそうなのですが、漁師の目から見ると一様に言えるのは、富栄養化のほうが魚も多くいて良かった。

今急速に、この瀬戸内海では窒素、リンを取らないという下水処理に一部変えておられるところも出てきていると聞きます。滋賀県については、いまだに「透明度が上がって、随分琵琶湖の水質はよくなったようでございます」という知事の発言もあるくらいですが、魚の目線を見た時、ここに生きていら

れるのかという状態が継続的に起こってしまっているという状態ですので、この問題で取りまとめをしていただくなら、その部分も大いに進化させた話をしていただかないと、私たちとしては非常に困るという状態です。

(部会長)

ありがとうございます。その他、ご意見はございますか。

(委員)

今後国の機関と調整されると思いますが、資料3の2ページの3(2)ですが、水源のかん養という言葉が5回ぐらい出てきます。かん養の「かん」は平仮名にされていますが、確か法律上は、「水源の涵養」という時は漢字を使うことに、「水源かん養保安林」という固有名詞の時は平仮名にするというようになっているはずですので、また国の機関に確認していただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。滋賀県では琵琶湖森林づくり条例を策定しており、この条例の中で、水源かん養の「かん」は平仮名で使用しております。また、今年3月に策定した県の森林計画においても平仮名を使っておりますので、それにならった形で記載しております。

(部会長)

その他、ご意見はございますか。

(委員)

琵琶湖と気象の関係についてですが、昨今、異常気象の発現が多くなっています。私は農業をやっておりますので、農業と異常気象というのは非常に関連が深いところでもございます。資料3の3ページの⑤その他対策のところ、「強雨時における」という、一部異常気象等のことが書かれていますが、今年度も今までにない時間雨量が発現しておりますし、また、気温が38度を超える日が出ております。異常気象に対する琵琶湖の関連は直接どの辺にあるのかわかりませんが、そういう気象的なことにも関心を持つような、何か一項目があればいいなと思います。

(事務局)

ありがとうございます。異常気象、それは温暖化も含めてというふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。はい。今ご提議いただきました件については、どこの部分でこういった表現ができるのか検討させていただきます。

(部会長)

その他、ご意見はございますか。

(委員)

資料3の7(3)についてですが、計画の実施状況等に関する事項となっておりますが、内容を見ると実施状況を把握して今後反映させるということが書いてありますので、この実施状況を進行管理だと

か進捗管理に変えてはいかがでしょうかというご提案です。

私からのコメントとして2点ありますのは、実施状況といいますと、何をしたかということですので、行政側で確認できると思います。それだけでいいのかという話で、何かをしたことによって、どう変わったのかというところを見るというふうに書いたほうがいいのではないかと思います。何がどう変わったのかというところを見る時、これは2点目なのですが、行政だけでは難しいので、その変わった状況をどう感じるか、身近にどう感じるかというのは、それぞれに違うところだと思っています。

前のページの5番にいくと、推進体制に関しては、多様な主体が関わる、協働するというふうに書いているのに対して、この7(3)に関しては、多様な主体の参加について書かれていませんので、今後のことを考えると、実施したことに対して多様な主体がどう考えているのかということ把握した上で、今後の政策を考えていったほうが有意義ではないかと思います。多様な主体が進行管理に関わるということを追加されてはいかがでしょうかというご提案です。

(事務局)

ありがとうございます。ご提案の件についてですが、計画の本文の中に通常ですと指標を置いて、施策の積み上げによって指標がどう変わっていったのかを見る、これが最近の計画の通常の様式だと思っております。

ただ、先ほど少し説明をさせていただいたのですが、国から示されております基本方針を勘案して計画を策定するとなつてございまして、その基本方針の中に、指標等が組み込まれておりません。同様の有明の基本方針や計画にも指標が組み込まれていないということから、本計画に指標を盛り込んでそれを進行管理していくというスタイルを今回はとっておりません。

本計画は施策に関する計画であることから、施策の積み上げ、これをまずはしていこうということで、計画の実施状況等に関する事項としております。ただ、それだけですと、計画により琵琶湖がどう変わったのかということがイメージできませんので、それを補うために、実は参考指標として、資料7にあります。計画に関連する参考指標を添付して、より具体的にイメージできるようにしていこうということで整理しています。委員からご提案いただいたことも検討させていただきましたが、なかなか困難であるというのが現状でございまして、こういった形で施策を積み上げ、そして参考指標を参考資料として付けることによってその実施状況等を把握してまいりたいというのが事務局としての考えでございます。

(委員)

今おっしゃったことで、問題なく書けるのではないかと思います。資料6の8ページにマザーレイクフォーラム推進事業とあって、この中には、進行管理、評価をすると書いてあります。一方でその指標をどうするのかということで、資料7を見ると、最終ページでマザーレイクフォーラムへの参加団体数という指標がありますので、この流れでいくと、マザーレイクフォーラムという名前を出すかどうかは別にして、施策もありますし、指標もありますので、実際にできるとは思いますし、書いて問題ないのではないかと思います。もし、できるかどうかご心配でしたら、私責任持ってお手伝いしますので、そういうことを書かれたほうがいいかなというのが私の意見です。

(事務局)

国の基本方針を勘案して計画を策定していくとなつており、その表現を入れられるかどうかについて

は、国との関係もございますので、少し調査をさせていただきたいと思います。

(事務局)

補足でございますが、計画期間は平成32年度までの4年間としておりますが、マザーレイク21計画の計画期間も平成32年度までとなっております。平成32年度までは両計画が平行で動いていくこととなりますが、その間に、この指標のことも含めて、二つの計画を33年度以降どうしていくのか、時間をかけて多様な方々と議論をさせていただきたいと思っておりますので、今回なかなかそこまでは難しいと考えております。

(部会長)

私から何点かありますが、まずこの資料2ですが、項目が網掛けでありまして、具体的な施策が白抜きで書かれていますが、これを見ますと、3(3)⑤の生物多様性の保全・保護の推進と⑥陸水域における生物生息環境連続性の確保のところが、全く施策がないという状況になっています。計画本文には、資料3の5ページ一番上の生物多様性の保全・保護の推進、それから、陸水域における生物生息環境の連続性の確保で、具体的には調査を実施するというので書きにくかったのかと思うのですが、これだと何も実施しないという形になりますので、⑤と⑥に何かを入れていただきたいです。

(事務局)

入れさせていただきます。ありがとうございます。

(部会長)

これに関連していくつかありますが、資料3の5ページの⑤の生物多様性の保全・保護の推進につきまして、記載内容を見てみますと、生物多様性の保全・保護を推進するということですが、少し曖昧だと思いますので、例えば、生物多様性の保全・保護策について検討するとともに推進するとか、もう少し踏み込んだ表現がお願いできないかと思います。

それから、⑥の陸水域における生物生息環境の連続性の確保の2番目のポツのところで、森林から琵琶湖までを移動する土砂が、という表現がわかりにくいので、森林から琵琶湖までの土砂移動が、とした方がわかりやすいと思いました。

それから、資料3の1ページ目の趣旨のところで、言葉の問題だけなのですが「琵琶湖のゆりかご」という表現があるのですが、「魚のゆりかご」だったら、稚魚が繁殖する場所というイメージがあるのですが、「琵琶湖のゆりかご」というと琵琶湖を育てることになるので、表現を少しご検討いただけたらと思います。

あと、3ページの(3)①ウの砂浜、湖岸、湖岸の緑地の保全および再生の1つ目のポツの3行目、歴史的・文化的環境にも配慮して地域の特性に応じた砂浜、湖岸の保全というところがありますが、実際に琵琶湖の湖岸を見てみますと、砂浜は全体の約3割なのですが、礫浜が14.5%ありまして、今の表現だと自然湖岸である礫浜が入っていないので、砂浜・礫浜など、礫浜もあるということがわかる表現に修正いただけたらと思います。

最後に4ページの(3)②アの外来動植物全般の対策の上から4行目、侵略的外来動植物に関するリストを活用し、というところですが、新たに琵琶湖に侵入する侵略的外来種の早期発見・早期防除が大変重要ですが、監視体制を検討する、で終わっていますので、検討・推進ぐらいを入れていただける

とありがたいです。

(委員)

資料1には環境関連産業の推進ということが書かれていますが、資料2には書かれていないようすがいかがでしょうか。

(事務局)

資料2では(5)①琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興のところ、右に3つ項目がありますが、その一番下の「琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興」が資料1の環境関連産業の推進に該当するところでは。

(委員)

わかりました。

(部会長)

その他、ご意見はございますか。今日が多分意見を言う最後の機会になると思いますので、ここにこのような文言を入れたほうがいいのか、ありましたらどうぞ。

(委員)

資料3の5ページ、⑥の陸水域における生物生息環境の連続性の確保というところで、魚道の整備や維持管理を推進するとありますが、アユ、マスなど魚類については、滋賀県の河川はほとんどが魚道とおぼしきものがあるが、魚がほとんど上り切れないというのがほとんどの魚道となっています。ですので、本当の意味で行き来がしやすい魚道整備を推進するという内容に修正していただけたらと思います。それと、何度か申し上げたが、水位操作について全く触れられていません。5ページの⑥の2つ目のポツで「河川における魚類の生息環境の保全手法を検討する」とありますが、これは琵琶湖の河川の一部という格好になってくると、水陸移行帯、降雨があつて水位が上がったらすぐ水位を下げる。産卵した卵が死んでしまう、干し上がってしまうとことに対する具体的な手法についてもう少し記載する必要があると思います。緩やかな水位操作にするのか、これは口で言っておられるが、まだ緩やかな操作というのは一つも出てきておりません。その辺を具体的に挙げてもらったほうがいいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

ご意見をいただいた水位操作による魚類の卵の干出についてですが、資料3の6ページの②イの在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方を検討というところで記載させていただいております。

(事務局)

法律のそもそもの趣旨、また国との調整もございまして、水位という言葉そのものを書くというのが困難でございましたので、産卵条件に即した増殖環境のあり方ということで、表現を工夫させていただいております。

(委員)

工夫はいいのですが、せめてここにおられる委員の方々には、なぜこれほど水位操作の影響を受けるのかをご理解いただく状況にしないといけないと思います。また、水位操作に関しては浜欠けという問題も出てきます。法律の趣旨等もありタブーの部分というのはわかりますが、やはり委員の皆さんが理解することで、ここが問題だということで国へぶつけていただく必要があると思います。国が決めたので問答無用という話になったら、この部会も不要だと思いますがいかがでしょうか。

(部会長)

何らかの形で、例えば浜欠けの原因を確定するとか、何かそういう文言を入れるというのはいかがでしょう。今のままですと在来魚の増殖という魚だけの話になってしまいますので、魚以外のところでも影響があるのだということがわかるような文章を、水位と書かずどこかに入れることを検討いただけないでしょうか。

(事務局)

かなり難しいところがあるかもしれませんが、宿題として受け取らせていただいて考えたいと思います。

(部会長)

生息環境の連続性の確保のところ、先ほど魚道についてご指摘がありました。例えば、効果の検証という一文を入れていただくと、そのご指摘の反映ができるかなと思いますので、またご検討いただきたいと思います。

(事務局)

はい、わかりました。

(部会長)

そのほか、何かご意見ございますか。

(委員)

今ほど浜欠けの話が出ましたが、確かに水位操作の影響もあるかもしれませんが、滋賀県自然環境研究会の発表会で指摘があったのですが、やはり砂防ダムの影響がかなり大きいということでした。琵琶湖の上流で砂の供給を止めると、琵琶湖に入ってくる砂がなくなるのは当然のこととしてあると思います。その点も含めて、砂浜の保全ということは検討していただいたほうが良いと思います。

(部会長)

その点については、先ほどの5ページの(3)⑥の土砂移動の連続性の話のところ、ある程度言及されているかと思います。

(委員)

最初の趣旨のところ、計画の主体、主語は滋賀県と県内市町との話がありましたが、国はどのよう

に関わってくれるのでしょうか。法律を見れば、国が責任を持つてということでしょうが、具体的にどうなののでしょうか。滋賀県と県内の市町がこんな施策をしたいと計画を作り、国はそれを素直に受けてくれるのかどうか。ですので、有機的な関連や関係を持って、本当に全体で、オールジャパンを進めていけるのかどうか。その辺のイメージがわからないのですが、どうなののでしょうか。

(事務局)

国との関わりについてですが、法律ではこの計画に基づき国は必要な財政上の措置を行うとなっております、まず財政的な関わりがあります。また、先ほど説明もさせていただきましたが、計画の推進に当たっては国と協働して実施していくということ。それと、もう一つは、去る11月15日に、施策を推進していくための母体となります琵琶湖保全再生推進協議会が設立されましたので、そこを通じた国との関わりがございます。

また、計画の中で、国との関わりが少し見えにくいのではないかとのご指摘もありましたので、それについては、資料3の趣旨のところか、あるいは7のその他琵琶湖保全および再生に関し必要な事項のところ、もう少し具体的に見えるような形で文言の追加等工夫していきたいと思っております。

(委員)

ありがとうございます。

今日の委員の方の中にも近畿地方整備局の方とか色々な方がおられますので、その辺、国との関連も含めて、琵琶湖をオールジャパンで保全再生するのがなぜ必要なのかという、根本的なところを押さえていただいた中で協働についてとことん説得できるぐらいの形にしていきたいなと思っております。

(部会長)

他にございませんか。

ないようですので、本日のご意見を踏まえた答申案の修正等につきましては、部会長である私に御一任いただき、環境審議会の仁連会長に報告させていただきたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

<異議なし>

(部会長)

ありがとうございます。ご異議もないようですので、そのようにさせていただきます。事務局におかれては、最終的な文言整理をお願いします。

続きまして、報告事項について、事務局より報告願います。

<事務局から資料8～9について説明を行った>

(部会長)

全般を通して、何かご意見はありませんか。

(委員)

本日答申案について議論したのですが、なかなか文言として入れられる内容に制約があり、難しいものだというふうに感じています。

今後、マザーレイク 21 計画とこの保全再生計画の両方のことを考えると、計画そのものをどうするかということではなく琵琶湖の保全政策について、多様な主体との協働が必要とおっしゃっているので、その多様な主体が政策にかかわる場をどういうふうにするのかということをご検討いただきたいと思っています。

具体的には、マザーレイク 21 計画の時は、学術フォーラムがシナリオ研究会というものを設置して、そこで市民ワークショップというのを計画し、そこで得られたものをしっかりと計画の中に盛り込む、政策に反映するというところまでされたと思います。それで十分かどうかという議論はまたあるにしても、それぞれの計画をどうするかということではなく、政策に対する住民参加のプロセスをどうするのかについて今後ご検討いただきたいと思っています。

(事務局)

ありがとうございます。

まさにそういった検討が必要だと認識しておりますので、この計画ができ上がる、それと同時にそういったことも検討してまいりたいと考えております。

(部会長)

そのほか、ご意見ございます。

今のご意見も大変重要で、当初は国も計画の主体だということで、マザーレイク 21 計画とは別だという話になっていたのですが、今後については、やはりマザーレイク 21 計画とのすり合わせが大変重要になってくると思います。

特に指標を入れなかったわけですから、次の計画を立てる時には、ぜひ指標も入れ込んで、切り込んだ形の新たな計画を作っていただけたらと思います。

(部会長)

以上で、本日の予定は全て終了となりました。

琵琶湖保全再生計画の策定に向けました部会での審議は今回が最後となるようですので、委員の皆様から一言ご挨拶を申し上げます。

昨年 9 月に公布・施行された琵琶湖保全再生法に基づく琵琶湖保全再生計画について、このように答申案をまとめることができました。

これはひとえに委員の皆様のご協力のおかげでございます。誠にありがとうございます。

県におかれましては、この計画をもとに琵琶湖の保全再生に向けた取組を、多様な主体との連携のもと進めていただき、琵琶湖と人との共生に向けてご尽力いただきたいと思っています。

【以 上】